送配電の料金のしくみ

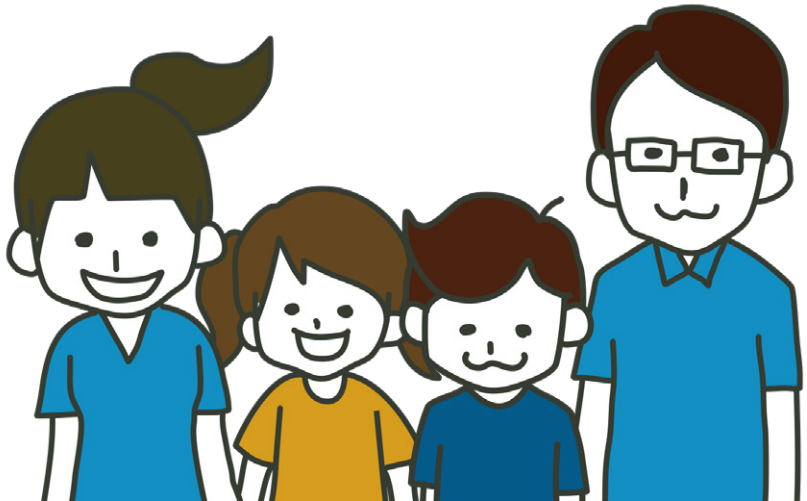

レベニューキャップ制度について

～テーマ～
制度の更なる深掘り情報の発信

1 日本の電力供給の仕組み

電気をつくる

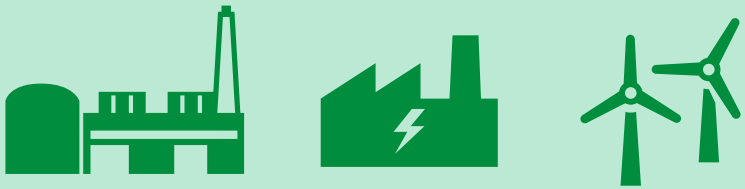

発電事業

発電事業

発電所の建設、運転

電気を届ける

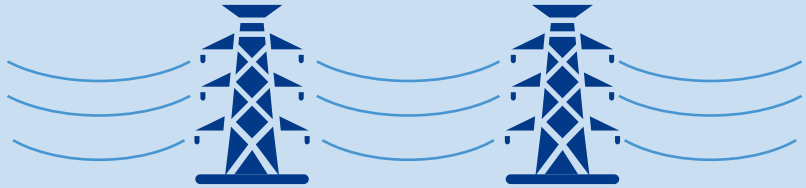

変電所・送配電網

送配電事業

送配電網の建設・運用・保守、
需給調整、電力使用量の把握
託送料金（電気を届ける料金）を
小売事業者から徴収

電気を販売する

需要家

小売事業

顧客への電力販売
小売料金を需要家から徴収

2 託送料金とは

▶ 電気の利用者が毎月支払う電気料金の一部が、託送料金として、日本全国10エリアの送配電事業者を通して電気を届けるために必要な費用に充てられています。

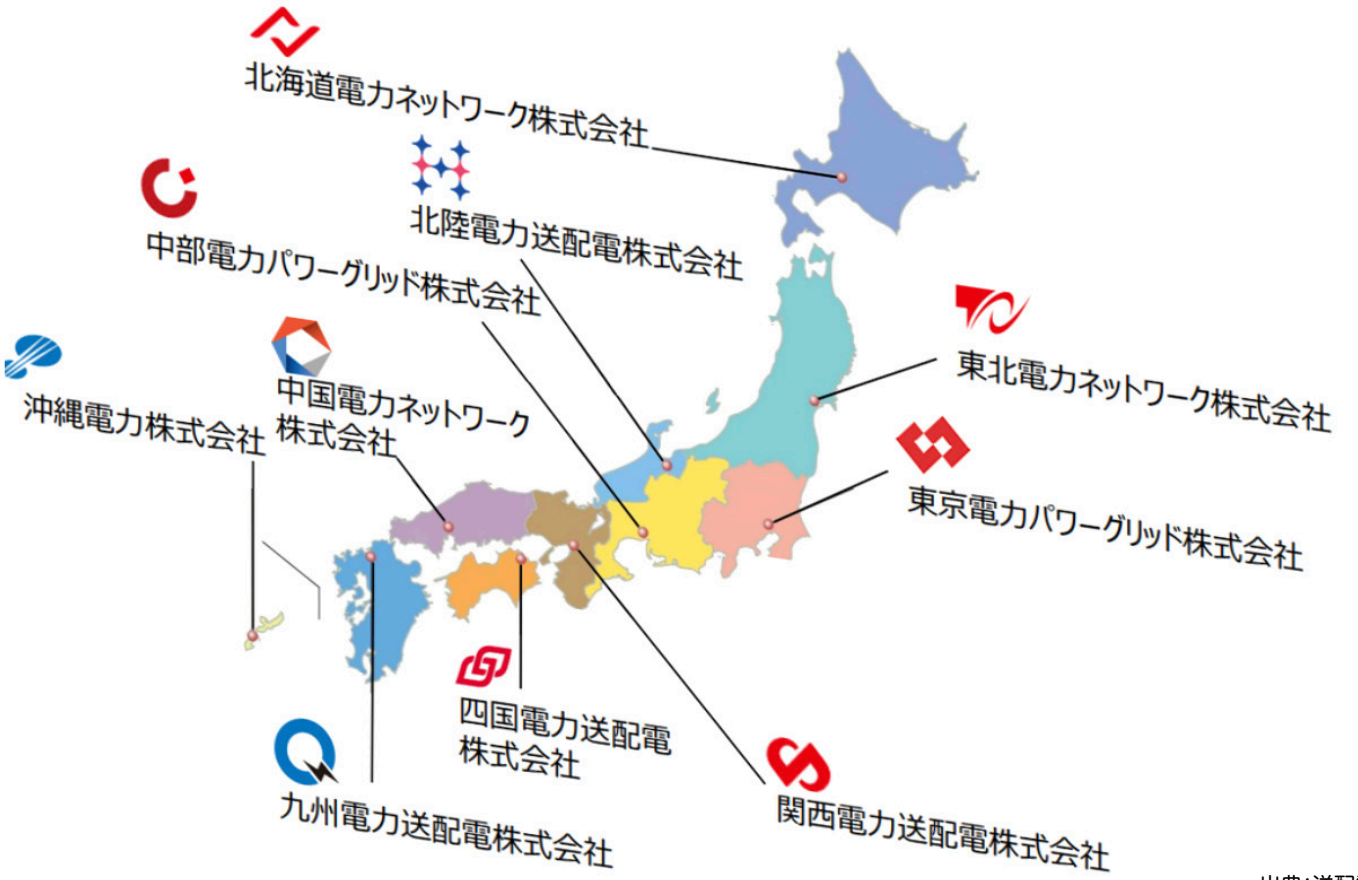

出典：送配電網協議会　概要資料

電気料金の内訳

- 月々の電気料金は、基本料金（契約容量で決定）と従量料金（使用電力量に応じて計算）に、再生可能エネルギー発電促進賦課金と燃料費調整額（燃料費の変動に応じて加算又は減算）を加味したものの合計です。
- さらに、基本料金と従量料金を分解すると、大きく３つに分けられ、**一般家庭が支払う電気料金のうち約30%を占めるのが託送料金**です。

電気料金を分解すると…大きく３つに分けられる

①発電事業者が「電気をつくる」ための費用（発電料）
②送配電事業者が「電気を届ける」ための費用（託送料金）
③小売事業者が「電気を売る」ための費用（営業費）

一般家庭の場合、
電気料金全体の
30%程度

電気料金の流れ

▶ 需要家が支払った月々の電気料金は、小売事業者を通して、発電事業者、送配電事業者へ支払われます。

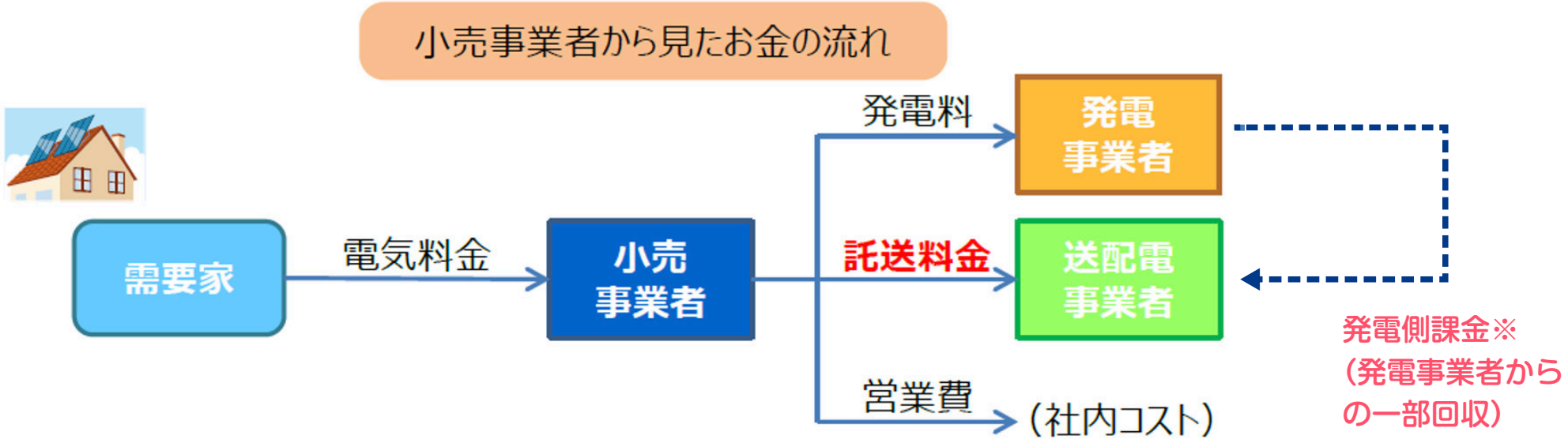

※送配電設備を効率的に増強、利用するため、2024 年 4 月より託送料金の一部を発電事業者に負担させるしくみ（＝発電側課金）が開始される予定です。

3 送配電ネットワークの課題

▶ 日本の巨大な送配電ネットワークは、現在３つの課題を抱えており、大きな転換期を迎えています。

送配電の３つの課題

更新投資

日本の送配電網は老朽化が著しく
更新投資が待ったなし

拡充投資

再エネの急激な増加に合わせた
送電網の拡充が不可欠

災害対応

近年の自然災害の激甚化への
備えが早急に必要

3 送配電ネットワークの課題

課題その１　更新投資

▶ 日本の多くの送配電設備が、**高度経済成長期の1960～70年代に整備され、経年50年前後となっていることから、計画的な更新投資が待ったなし**の状況です。

資料提供：中部電力パワーグリッド株式会社

資料提供：関西電力送配電株式会社

資料提供：関西電力送配電株式会社

資料提供：中部電力パワーグリッド株式会社

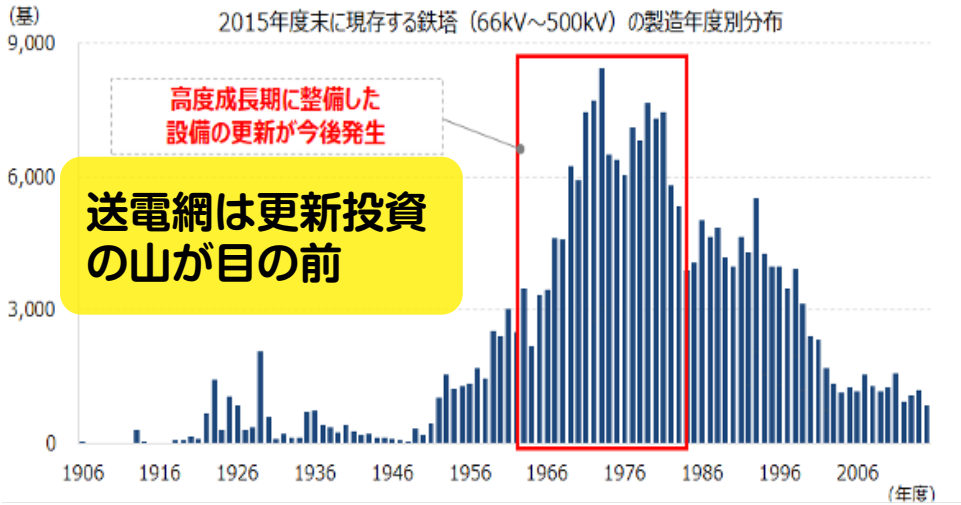

資料提供：中部電力パワーグリッド株式会社

課題その２　拡充投資

▶ 脱炭素社会の実現に向けて、**太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーの普及拡大の足かせとならないよう、適時に送電網をつくっていく必要**があります。

出典：資源エネルギー庁ホームページ

資料提供：関西電力株式会社

資料提供：東京電力ホールディングス株式会社

資料提供：関西電力株式会社

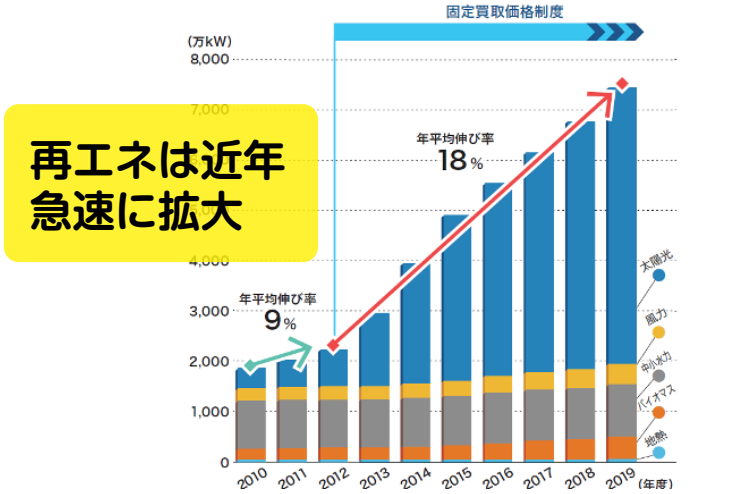

出典：資源エネルギー庁ホームページ

資料提供：東京電力ホールディングス株式会社

課題その３　災害対応

▶ 年々激しさを増す自然災害に備えるため、**エリアに捉われない日本全国大での取組が必要**となっています。

資料提供：中部電力パワーグリッド株式会社

出典：国土交通省防災・減災対策本部（第１回）会議

資料提供：関西電力送配電株式会社

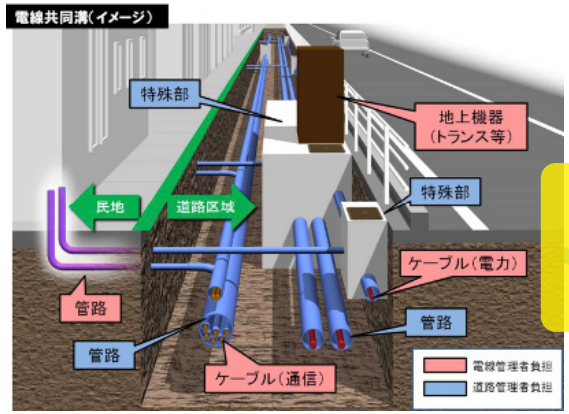

出典：国土交通省無電柱化推進のあり方検討委員会（第1回）

無電柱化

設備の仕様統一・災害時の他エリア連携

仕様統一（地中ケーブル等）

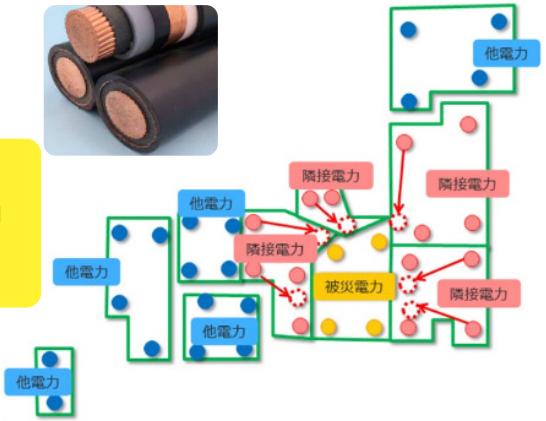

資料提供：中部電力パワーグリッド株式会社

レベニューキャップ制度

▶ 送配電が抱える３つの課題を解決するために「何を、どう維持するべきか」、「何を、どう伸ばすべきか」が問われている状況です。

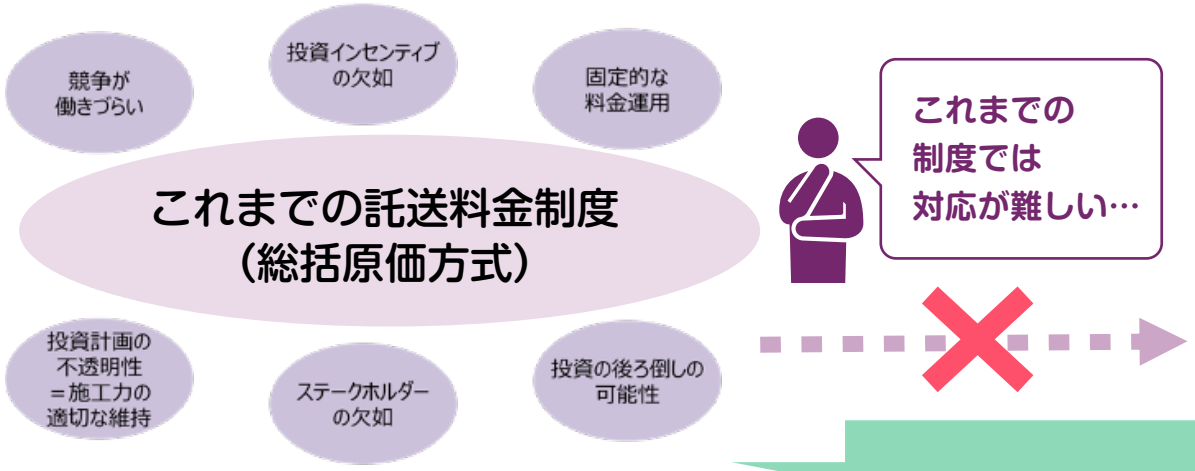

そのために事業者は

- 投資計画をつくり確実に実行すること
- 投資計画は効率的なものにすること
- 投資計画は消費者等のステークホルダーの意見を踏まえたものにすることが必要

「何に投資を行うのか」、その代わりに「何を効率化していくのか」
を決める制度として、新たに導入される託送料金制度が、「**レベニューキャップ制度**」

レベニューキャップ制度を通じて、効率的で計画的な送配電ネットワークの形成を達成

託送料金の構成要素

▶「電気を届ける」ための費用は、投資計画等に基づいて見積り、その合計が収入上限（収入の見通し）となります。事業者は、収入上限の範囲内で託送料金を決めます。

投資計画等

事業経費
- 人件費
- 委託費
- その他

送配電を支える人たちの給料や仕事の一部を外部へ委託したときにかかる費用

設備関連費（設備の減価償却費等）

鉄塔、電線、変圧器、電柱等の送配電の設備にかかる費用

その他費用
- 調整力費用
- 原子力関連費用
- その他

電気の作った量と使う量を一致させるための費用

以前につくった原子力発電所について将来廃炉する費用や賠償金のための積立金

収入上限（収入の見通し）

上記の「電気を届ける」ためにかかる様々な費用を積み上げた合計額が収入上限となる

託送料金 決定までのフロー

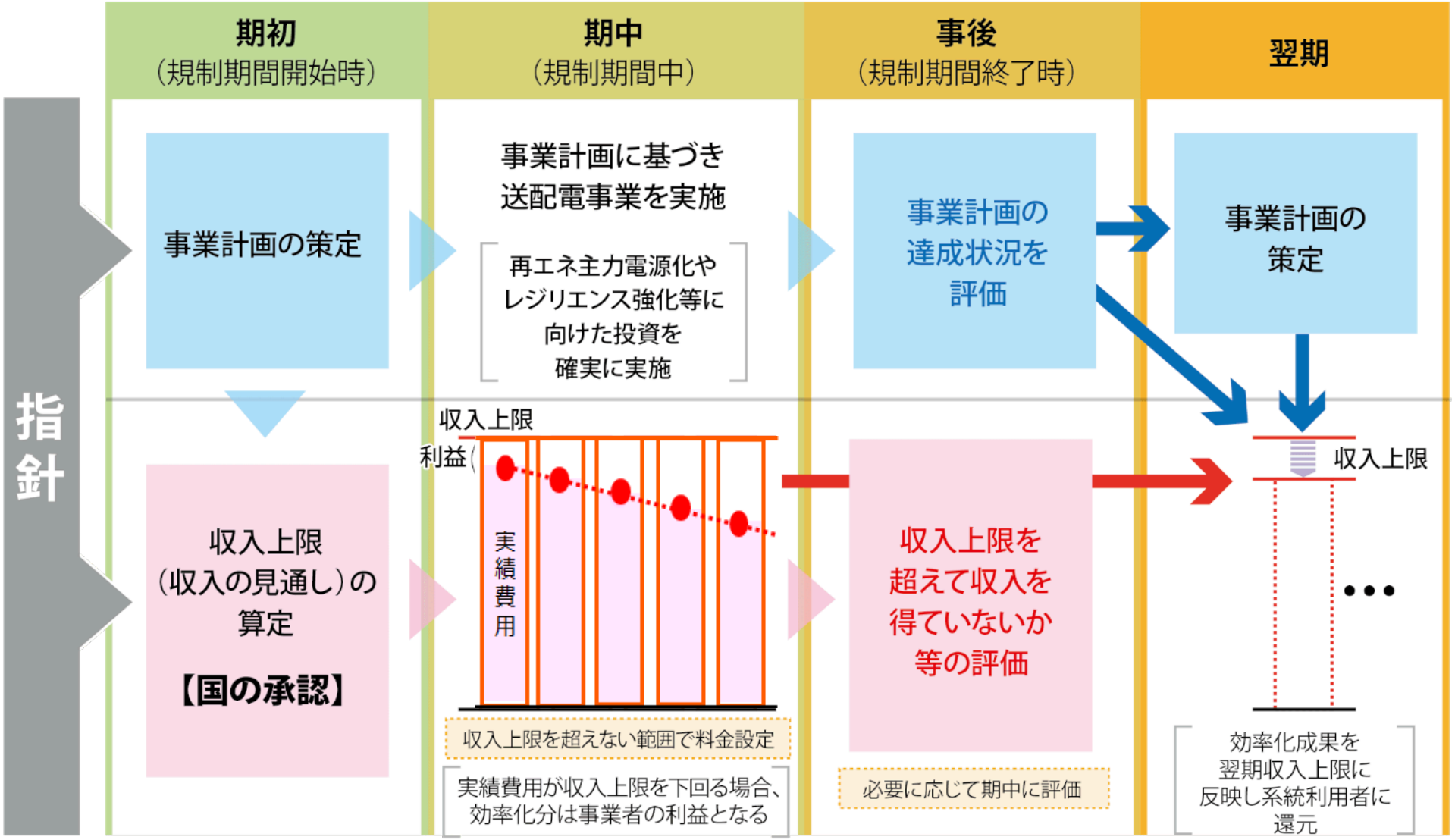

新たな託送料金制度の導入による効果

▶ 将来の送配電ネットワークのために、何をどう維持し何をどう伸ばすべきかを決定するために、新たに導入された託送料金制度において期待される効果

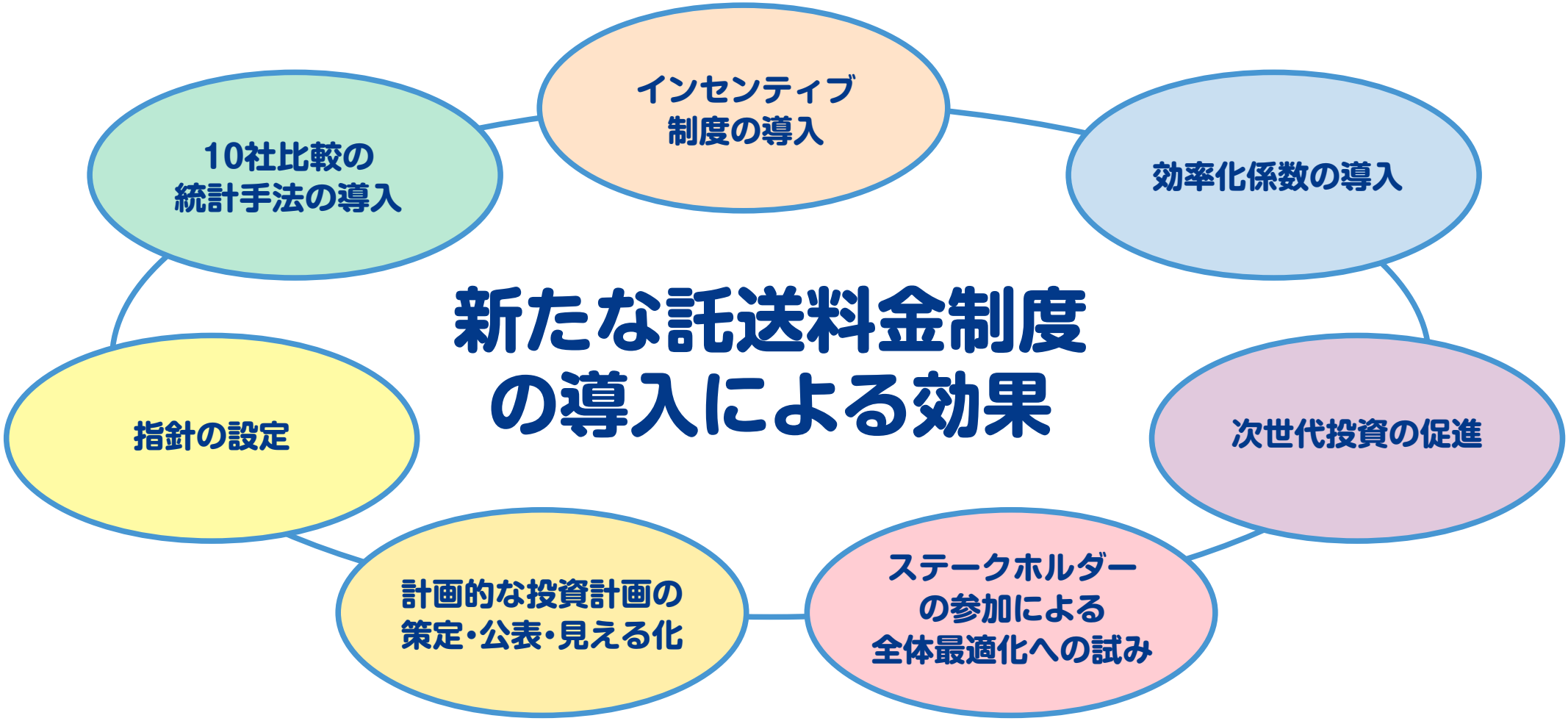

インセンティブ制度の導入

規制期間中

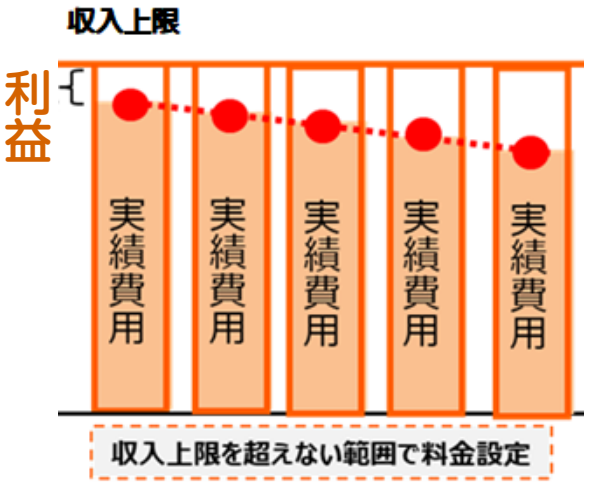

実績費用が収入上限を下回る場合、
効率化分は事業者の利益となる

＋

翌規制期間

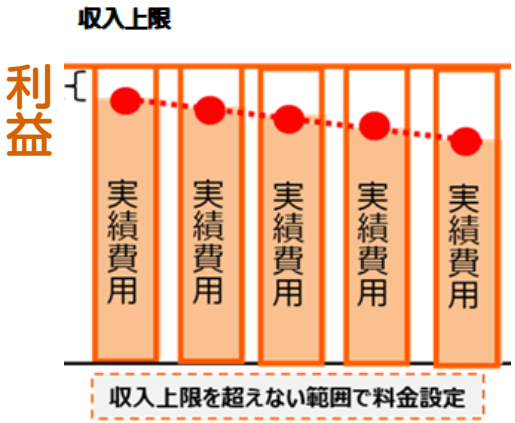

×50%

効率化分のうち50％は
翌期の託送料金を値下げ

**事業者に効率化行動を促す制度設計により、
最終的には消費者の託送料金負担を軽減することに繋がる**

指針の設定

指 針

- 安定供給のための送配電ネットワークの確実な投資遂行
- マスタープランに基づく地域間連系設備等の整備計画の実施
- 再エネ導入拡大に向けた、再エネ電源に対する接続・受電対応の円滑化
- トップランナー査定や効率化係数の適用によるコスト効率化の促進
- 脱炭素化、レジリエンス強化、デジタル化、効率化等の便益をもたらす先進的な投資の遂行
- ステークホルダーとの協議を通じた目標計画の策定

国の指針に従い、必要な投資を効率よく進めないと

事業者は指針に基づき事業計画を作成することにより、必要な投資の実施とコスト効率化の両立が可能にする

計画的な投資計画の策定公表・見える化

再エネ連系量予測

需給予測

マスタープラン

ステークホルダー協議

事業計画

計画公表 & 公開審査

オープンな議論を踏まえた計画策定の標準化を実現

ステークホルダーの参加による全体最適化への試み

**ステークホルダーとの協議を踏まえて目標計画を設定することで、
事業計画のアウトプットを全体最適化**

送配電事業者10社を比較する統計手法の導入

従来

立地・規模など営業上の条件が異なるため、効率性の比較が容易でなかった

- 北海道電力ネットワーク株式会社
- 東北電力ネットワーク株式会社
- 東京電力パワーグリッド株式会社
- 中部電力パワーグリッド株式会社
- 北陸電力送配電株式会社
- 関西電力送配電株式会社
- 中国電力ネットワーク株式会社
- 四国電力送配電株式会社
- 九州電力送配電株式会社
- 沖縄電力株式会社

統計手法の導入

統計手法により営業上の条件を可能な限り揃え、各送配電会社の効率性を点数化

10社比較可能に

トップランナー制度 の導入

点数化された各社の効率性について、過去実績で効率性の劣る事業者に対して、効率性の良い事業者(=トップランナー)の水準まで効率化を促すことを可能とする仕組み

イメージ

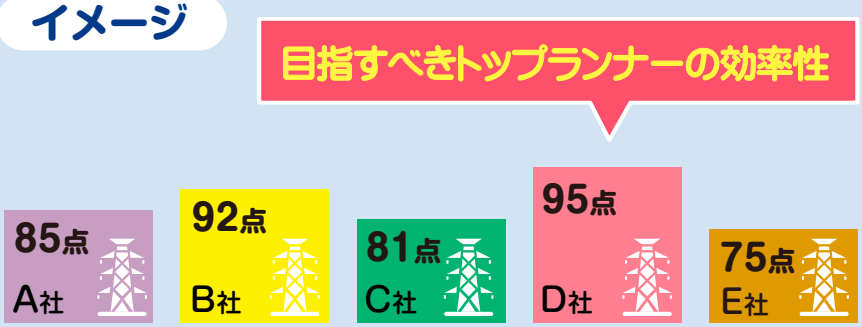

10社比較による統計手法を導入し、地域独占で競争が働きにくかった送配電会社の効率性を点数化することで、地域を跨いだ比較・効率化を促すことができる。

効率化係数の導入

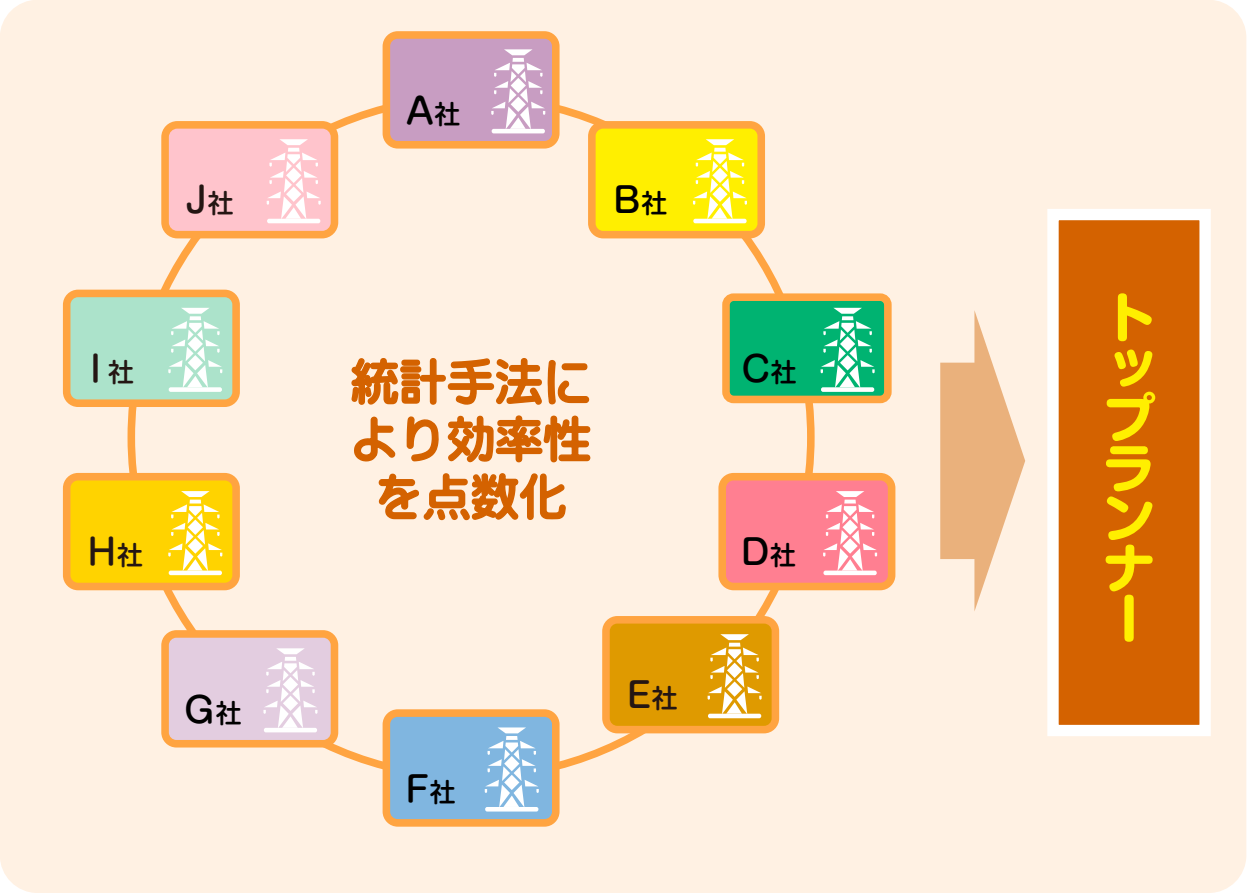

＋

効率化係数

将来の生産性向上を見込み、5年間で2.5%（年率0.5%）のさらなる効率化を求めるしくみ

事業者の計画からさらに一歩踏み込んだ、
業界全体の創意工夫、技術革新による将来的な効率化を促す

次世代投資の促進

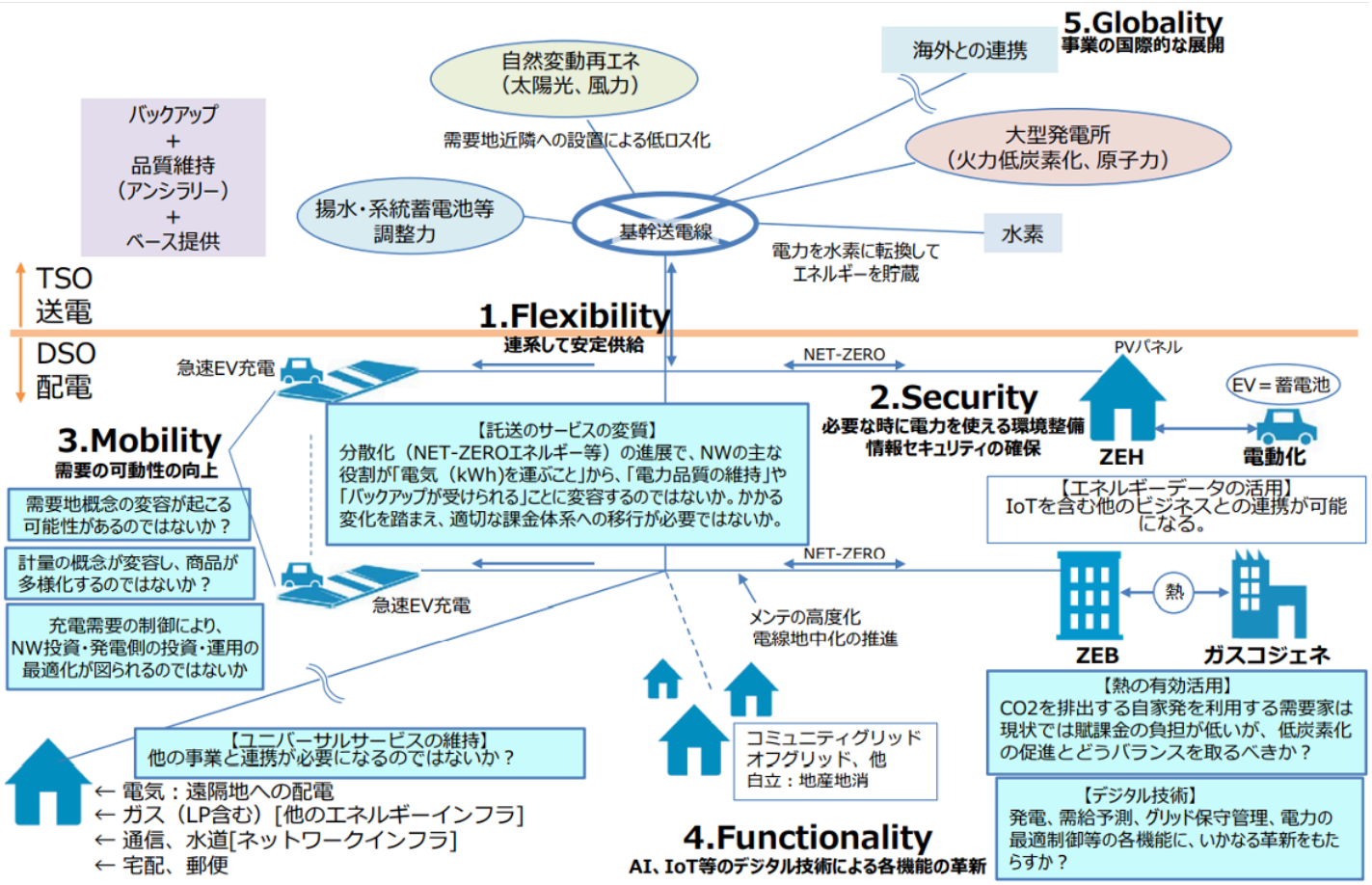

出典：資源エネルギー庁ホームページ

再エネ大量導入を支え、かつ中長期的な送配電網コストの抑制を実現する
電力ネットワークの次世代化に向けた投資を促す

6 託送料金が国によって認可されるまでの流れ

▶ 送配電事業は、電力自由化後も引き続き地域独占となっていることから、託送料金の認可にあたっては、電力・ガス取引監視等委員会の厳格な審査プロセスを経ています。

発電	届出制
小売	登録制
送配電	許可制

収入の見通し

一般送配電事業者
- 適切な収入の見通しを算定し、承認申請

経済産業大臣
- 審査を指示

電力・ガス取引監視等委員会
- 審査結果を回答

経済産業大臣
- 収入の見通しを承認

託送供給等約款

一般送配電事業者
- 料金単価等を定めた託送供給等約款を作成し、認可申請

経済産業大臣
- 審査を指示

電力・ガス取引監視等委員会
- 審査結果を回答

経済産業大臣
- 託送供給等約款を認可

7 新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）に期待する効果

▶ 送配電事業の運用に係る必要コストを可能な限り抑制しつつ、将来の持続可能なエネルギーシステムの実現に向けた、必要な投資を確実に確保していく状況を醸成していきます。

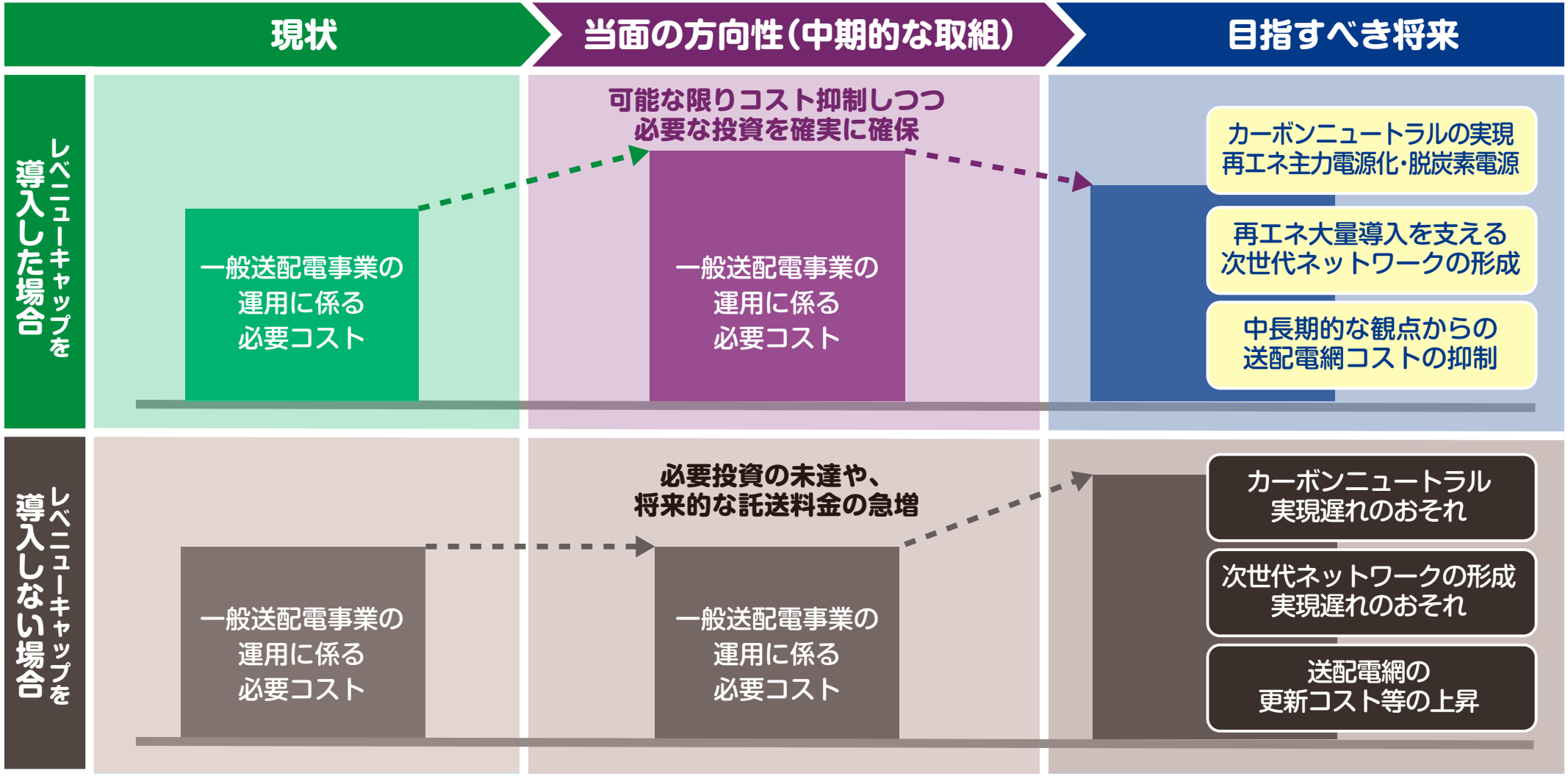

8 2023年4月以降の託送料金の値上げ幅

▶ 一般的な家庭のモデルケース（契約電力：30A、月間使用電力量：400kWh）における託送料金の値上げ幅は以下のとおりです。

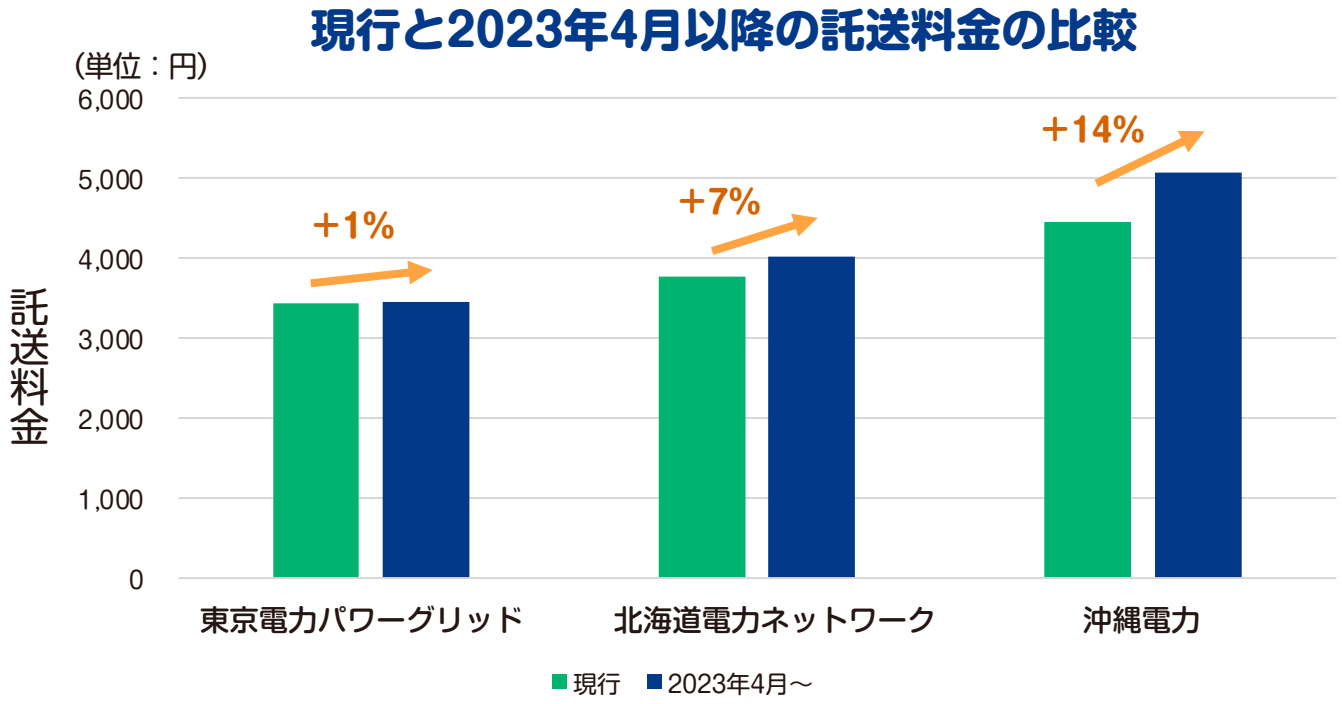

値上げ幅	0%～5%	5%～10%	10%～
エリア	東京、中部、関西	北海道、東北、四国	北陸、中国、九州、沖縄

注：各一般送配電事業者の託送料金単価表における低圧の電灯標準接続送電サービスに基づき計算。
関西、中国、四国については実量契約、北海道、東北、東京、中部、北陸、九州についてはSB契約の場合。